

業務委託契約書（案）

1. 業 務 名 石垣市一般廃棄物運営管理業務
2. 契 約 期 間 平成 31 年 7 月 1 日 ～ 平成 34 年 6 月 30 日（長期継続契約 3 年）

3. 契 約 金 額 円（うち消費税額 円）
平成 31 年度 円（ ヲ月）
平成 32 年度 円（ ヲ月）
平成 33 年度 円（ ヲ月）
平成 34 年度 円（ ヲ月）

※契約成立又は継続については、予算の議決を条件とします。

※予算の減額等によっては、契約の変更があり得ます。

4. 履 行 場 所 所在地 石垣市字大浜上辻原地内
施設名 石垣市一般廃棄物最終処分場
5. 契 約 保 証 金 免 除（石垣市財務規則第 114 条第 2 項第 9 号に基づき）

上記について、委託者 石垣市長 中山義隆 と、受託者 は、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約を証するため本契約を 2 通作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する

平成 年 月 日

委託者(甲) 石垣市美崎町 14 番地
石垣市長 中 山 義 隆 印

受託者 (乙)

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、一般廃棄物処理施設募集要項、一般廃棄物処理施設業務仕様書及び特記仕様書（以下、「仕様書等」という。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この契約、仕様書等及び事業者提案を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この契約書、仕様書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この契約書、仕様書等、事業者提案の順にその解釈を優先するものとする。ただし、事業者提案が仕様書等に記された要求水準より厳格又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が仕様書等に優先するものとする。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 甲による委託区分によっては、他の事業者が、石垣市一般廃棄物最終処分場内に存在する中で業務の履行となる場合がある。その場合は、業務の円滑な遂行のために、事業者間の協力が必要不可欠である。そのため乙、他の事業者と積極的に、相互に協力し合い、運営管理に努めなければならない。

4 この契約に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等及び事業者提案に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書、仕様書等及び事業者提案における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 甲及び乙は、この契約及びこの契約に基づく個別契約に関し、訴訟の提起又は調停（第27条の規定に基づき、甲と乙とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立て、その他裁判上の紛争が生じたときは、那覇地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合については、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、書面にて甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(法令上の責任)

第4条 乙は、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第

三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（一般損害等）

第6条 乙は、乙の使用人等の風紀、規律等について一切の責任を負い、これらの者が委託業務の履行に当たり、甲の所有又は保管する物品並びに不動産に損害を与えたときは、甲の指示に従って、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

3 前項の場合その他委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその費用負担において解決に当たる。

（履行報告）

第7条 甲は、自らの判断で必要と認めるときは、乙に対して、契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（技術管理者）

第8条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条、石垣市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例（平成24年石垣市条例第33号）及び同施行規則（平成24年石垣市条例施行規則第10号）の規定に基づき、業務従事者の中から指名し、技術管理者を設置しなければならない。

2 前項により設置された技術管理者は、施設の運転管理に関する技術上の業務を担当するとともに、技術上の基準に係る違反が行われないように、施設の運転管理業務に従事する他の職員を監督する。

3 技術管理者は、業務責任者として業務の円滑な管理・運営に努め、現場を統括する

（乙の使用人等に対する補償）

第9条 乙の使用人等が、委託業務の履行に当たり、事故等により、負傷し、又は死亡することがあっても、甲はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

（検査）

第10条 甲は、乙に対し、契約書、仕様書等において日々履行することとされている業務の履行に係る完了届については、当月分の完了届を月1回、翌月の10日までに提出することを指示することができる。

2 前項の場合において、乙は、月1回の完了届とあわせ、業務実績をまとめた月報を作成の上、これを委託者に提示して検査を受けなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとす。

（再履行）

第11条 甲は、前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命じられたときは、直ちに履行しなければならない。この場

合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条3項の規定は、前項の検査に準用する。

4 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとし、その費用を乙まで請求するものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額の変更をするときは、甲と乙が協議して定める。

(臨機の措置)

第13条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙はあらかじめ甲の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、乙はそのとった措置の内容を甲に直ちに書面により通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び第3項に規定する措置に要した経費のうち、業務委託料に含めることが不相当と認められる経費については、甲と乙とで協議の上、これを甲が負担する。

5 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。

(契約金額の支払い)

第14条 乙は、第7条の規定による検査に合格したとき、当月分の履行に係る代金を毎月1回 月額 円(税込金額) を、甲に対して請求することができる。

2 委託者は、受託者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

(不履行責任)

第15条 乙は、委託業務の履行において、契約条項、仕様書等又は事業者提案に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の場合においてその理由が乙の責めに帰すると認めるときは、乙に対して、違約金を請求することができる。

3 前項の違約金の額は甲の査定額によるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、履行するとされている義務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(4) 第 14 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から該当履行完了部分に対する契約金額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

(乙の解除権)

第 17 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 9 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。

(2) 第 9 条の規定により、甲が契約内容を変更する場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

(解除などに伴う甲の措置)

第 18 条 甲は、第 19 条の規定によりこの契約が履行期間の途中で解除された場合において、乙が実施した委託業務の履行済部分につき可分的に評価が可能な場合であってその部分に相応する業務委託料のうち未払い代金があるときは、甲においてこれを査定し、乙に支払うものとする。

(解除等に伴う乙の措置)

第 19 条 乙は、委託業務を完了したとき又は契約を解除された場合においては、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 甲から貸与された書類又はその他の物件（以下「貸与品」という。）があるときは、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 甲の施設内に乙の所有に属する作業材料及び諸設備その他の物件があるときは、これを搬出するとともに原状に復さなければならない。

4 前項の場合において、甲の指定する期間内に乙の当該物件を処分しなかったときは、乙がこれら物件の所有権を放棄したものとみなし、甲において当該物件を処分することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(収納事務委託)

第 20 条 甲は、市民及び事業者が自ら搬入する一般廃棄物に係る処理手数料の収納事務の処理を、その収納の確保及び市民の便益の増進に寄与することを目的に、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の規定により収納する一般廃棄物処理手数料の額は、石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 12 条に定めるところによる。

3 乙は、収納した一般廃棄物処理の処理手数料について、週ごとに日計表及び週計表を作成し、週の初めに現金と併せて乙に提出する。

4 石垣市一般廃棄物最終処分場において収納した手数料、釣り銭等現金に関する管理については、乙が一切の責任を負うものとし、現金の紛失等による過不足についても、乙の責任により処理すること。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって生じた場合は、その限りではない

(引継ぎ事項)

第 21 条 乙は、本施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引き継ぎ事項書類を作成し、この

契約が終了するまで、本施設内に備え置かなければならない。乙は、引継ぎ事項書類を作成したときは、速やかに甲に通知するものとする。

2 乙は、乙による履行期間終了後、甲又は甲が指定する第三者が、本業務を円滑に引き続き行うことができるよう、契約書、仕様書等に定められた事項を説明するほか、本業務の継承に必要な手続きを行うものとする

3 第2項の場合において、乙は、甲又は甲が指定する第三者に、履行期間終了日1ヶ月前から履行期間終了日までの期間及び、履行期間終了日から甲が必要と判断する期間において、引継ぎ事項の説明及び指導や各施設及び設備の運転方法や調整方法の指導を行うものとする。なお、この引継ぎにおける費用は委託料に含まれているものとする。

(秘密の保持など)

第22条 乙は、この契約により知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。又この秘密保持の義務はこの契約終了後も継続するものとする。

2 乙は、乙と乙の使用人等及び乙の使用人等間の紛争などによる影響を甲に与えてはならない。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。